

○総務省告示第三百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月七日

総務大臣 山本 早苗

5100MHzから5140MHzまで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管	平成29年6月30日まで	1W以下	

を

	内				
5650MH z から 5830M	東北総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	注 3	
H z まで					

5100MH z から 5140M H z まで	北海道総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成29年 6 月 30日まで	1 W以下	
	5490MH z から 5690M	東海総合通信局管内	平成31年 6 月 30日まで	0.4W以下

H z まで	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注4
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注5
5650MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	注6

改め、同表（注3）を（注6）とし、（注2）の次に次のように加える。

（注3）愛知県豊田市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町並びに同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯の区域に限る。

（注4）広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

（注5）愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。